

No	資料名		該当箇所					質問	回答
	タイトル	別紙等の種類	頁	大項目	中項目	小項目	その他		
1-1	募集要項		13	4	(4)	ウ		参加資格確認申請の提出書類の2-7配置予定技術者の参加資格要件調査についてですが、管理技術者他、各々候補者を何名まで記載可能でしょうか。1名限定のみの記載になりますでしょうか。 【設計業務】 ・管理技術者…1名 ・担当技術者…意匠・構造・電気設備・機械設備の各分野を担当する者（担当者分野の兼務可）を1名以上（人数制限なし、ただし各分野を主で担当する者1名のみの記載で問題ない） 【工事監理業務】 ・管理技術者…1名 ・担当技術者…1名以上（人数制限なし、ただし主で担当する者1名のみの記載で問題ない） 【建設業務】 ・監理技術者…1名以上（人数制限なし）	下記のとおり、ご記載ください。
1-2	募集要項		13	4	(4)	ウ	提出書類	配置予定技術者の参加資格要件調査（様式2-7）へ記載する建設業務の技術者は、監理技術者の配置が義務付けられている代表企業のみで宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
1-3	優先交渉権者選定基準		8	A-2				配置予定技術者としての実績を求められていますが、求められている実績の従事役職（現場代理人、監理技術者他）、従事配属期間（50%以上で良いか等）の詳細記載がないので、ご教授をお願いします。	実績に関して、従事時の役職指定はありません。従事期間については、契約期間の50%以上従事しているものを提出ください。
1-4	基本協定書（案）		3				第3条	事業契約の締結に至らなかった場合等の処理で「乙の責めに帰すべき事由」とはどのような事由を想定していますか。	基本協定書（案）第2条第4項から第6項に定める事由、契約調整において乙の責により手続きが期日までに行われなかった場合等を想定していますが、第3条第1項に該当する事由はこれに限りません。
2-1	募集要項		5	第3	3	(1)	ア	設計企業および工事監理企業は、協力企業のみとしても宜しいでしょうか。	募集要項 7頁「設計企業に係る参加資格要件」カ及び8頁「工事監理企業に係る参加資格要件」カに記載のとおり、それぞれの要件について、構成企業のうち、1社が満たす必要のある要件を定めています。そのため、1社以上は構成企業としていただく必要があります。なお、設計企業及び工事監理企業に係る参加資格要件は、一つの企業が兼ねることも可能です（ただし、当該企業が建設企業である場合を除く）。
2-2	募集要項	様式集2/2 様式2-6	9	第3	3	(3)	建設企業の参加資格要件オ	同種施設・類似施設の実績を民間工事とする場合、工事請負契約書の他、規模・用途が確認できる資料として、施工証明と工程表（各々任意書式）に発注者の押印でよろしいでしょうか。	規模・用途が確認できれば発注者の押印は不要です。
2-3	募集要項		9	第3	3	(3)	建設企業に係る参加資格要件	「建設工事業務は2者以上により実施すること」との条件ですが、共同企業体協定書の締結は優先交渉権者選定後に行うのでしょうか。また、協定書の様式があれば開示いただけないでしょうか。	共同企業体協定書の提出は求めません。
2-4	様式集（1/2）		-	-	-	-	JV協定書	提出書類にJV結成届やJV協定書案の指定は御座いませんが提出は不要でしょうか。また書式は自社のものを使用すると考えて宜しいでしょうか。	左記の提出は不要です。
2-5	様式集（2/2）	様式2-1	9				参加表明書	設計企業および工事監理企業が協力企業のみの場合、下段の表に記載しなくて宜しいでしょうか。	設計企業および工事監理企業の要件については、No. 2-1をご確認ください。設計企業および工事監理企業が複数いる場合、協力企業の記載は不要です。
2-6	様式集（2/2）	様式3-5	21				3 建設企業の監理技術者の加点実績	監理技術者が実績工事に従事した証明書類は添付不要でしょうか。必要な場合、コリンズ登録のある実績の場合はコリンズの写し、コリンズ登録のない実績の場合は当該工事の体制表または自社発行の従事証明書でよろしいでしょうか。	様式集（2/2）22頁 様式3-5注記に記載のとおり、監理技術者が実績工事に従事した証明書類の添付も必要となります。実績証明については左記のとおりで問題ありません。
2-7	優先交渉権者選定基準	別紙1	8	A-1			事業者の実績	執務並行改修工事の実績とありますが、どのように証明したらよいでしょうか。コリンズ登録の概要欄に記載があれば認めてくださるのでしょうか。	左記に記載頂いた証明方法で問題ありません。その他、仕様書、図面等、何らかの資料により執務並行改修であることが分かれば実績として認める予定です。

2-8	優先交渉権者選定基準	別紙1	8	A-1			事業者の実績	執務並行工事の実績について、改修工事の延べ面積は、改修を行った建物の面積という理解でよいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2-9	優先交渉権者選定基準	別紙1	8	A-1			事業者の実績	「建設企業における実績は、募集要項等の公表日から起算して過去15年間に竣工したもの」との条件ですが、起算日（2022年8月31日）に竣工したものも含まれるという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2-10	優先交渉権者選定基準	別紙1 評価区分A・B評価基準	8	A-1			事業者の実績	※4「同種施設」は告示98号の類型第四号と定義されていますが、第十二号第2類に分類される「警察署」「消防署」についても「同種施設」としていただけないでしょうか。	今回の評価基準における「同種施設」には国土交通省告示第98号別表1-1建築物の類型（別添二）における第十二号の第2類の「警察署」、「消防署」は含まないものとします。
2-11	優先交渉権者選定基準	別紙1	8	A-2			配置予定技術者の実績	9月15日ご回答で、配置予定技術者としての実績は、従事時の役職は問わない、従事期間も契約期間の50%以上のことでした。実績評価点で求められている延床面積、用途、条件他の実績（従事時の役職問わない、従事期間は契約期間の50%以上）があれば、評価点の満点を取得出来るという認識でよろしいでしょうか。ご教授をお願いいたします。	お見込みのとおりです。
2-12	優先交渉権者選定基準	別紙1	8	A-2			配置予定技術者について	参加資格審査書類提出時に記載した配置予定技術者とは違う技術者（評価資格は提出時と同等）に事業契約締結時変更することは可能でしょうか。	原則として、参加資格審査書類に記載した技術者を配置してください。ただし、やむを得ない事情と市が判断した場合には、参加資格審査書類に記載した技術者と同等以上の資格・実績を有することを条件として、技術者を変更することを可能とします。
2-13	優先交渉権者選定基準	別紙1	9	B-1			事業実施体制	評価内容に「構成企業又は協力企業に市内に本社をおく企業を配置」とありますが、協力企業が市内業者である場合の優位性の確認方法について教えてください。（様式2-2には、「担当技術者を配置するのみ」と書かれているため、担当技術者を出さない場合がわかりません。）	様式3-8の事業実施体制の提案に記載ください。当該様式に記載された企業を確認し、評価を行います。
2-14	その他						JV形式について	JVの形式については、設計・監理・施工と役割が違うため、乙型にて組成しようと考えておりますが、よろしいでしょうか。	共同企業体の組成を含め、応募グループの組成形式について指定はありません。
3-1	募集要項		3	第2	4	(6)	事業者への支払	原則、事業着手時に前払金として事業費全体のうち最大4割とありますが、前払金は4割お支払い頂けるものと考えて宜しいでしょうか。	原則は4割をお支払する前提としております。ただし、実際の支払額については、事業仮契約書（案）第54条及び別紙3記載のとおり、発注者及び受注者の協議により、請負代金額の4割を上限として決定します。
3-2	募集要項		3	第2	4	(6)	事業者への支払	部分払いについて、1回を限度とし、防災棟工事期間中にお支払い頂けると考えてよろしいでしょうか。	部分払いの時期は、事業者の提案を踏まえ検討します。そのため、現段階で支払い時期が決まっているものではありません。
3-3	募集要項		4	第2	5			防災棟の令和7年12月までの竣工・引渡しについては、建物一部を工事中として建築基準法上の仮使用にて利用できる状態でも良いのでしょうか。	令和7年12月までの竣工・引渡しは、あくまで市の要望であり必須条件ではありません。令和7年度未までに竣工・引渡しが行われ、令和8年度から防災棟で業務開始できるよう、可能な範囲でご提案頂ければと思います。
3-4	募集要項		15	第3	4	(8)	ウ 企画提案書類	企画提案書類の内容に「図面集」とあり番号や枚数が任意となっていますが、具体的に必要な図面名が記載されていません。提出を要求する図面は無く、あくまでも提案内容を補完する図面を任意で作成するという認識でよろしいですか。又、図面枚数の多い少ないで採点に影響は出ないと考えてよろしいですか。	様式集（2/2）33頁に市として想定している図面等をお示ししています。こちらを参考に図面等を作成頂ければと思います。なお、要求水準への対応等の提案内容が確認できれば、図面枚数で採点が左右されることはありません。
3-5	様式集（2/2）		1				2 参加資格審査書類の作成要領	正本1部、副本1部を提出とのことですが、押印書類は正本に綴じ、副本にはそのコピーでよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
3-6	様式集（2/2）	別紙 図面集の内容	3	-	-	-	提出書類一覧	図面集の提出図面の量について軽減の協議を頂くことは出来ないでしょうか。	図面集に示した図面リストは一例の扱いといたします。事業者にて、提案上、必要と考える図面のみ提出いただければ構いません。（修正後の様式集を確認ください）

3-7	要求水準書	本編	2	第1	3	(2) (3) (4)		(2) 設計業務、(3) 解体撤去に関する業務、(4) 建設業務 各々に、「上記に係る許認可及び各種申請等の行政手続」との記載がありますが、どのようなものをイメージされていますでしょうか。ご教授をお願いいたします。	解体工事、新築工事等にあたり一般的に必要な許可申請(計画通知申請、工事届、ZEB認証、その他各種条列手続き等)及び提案内容により必要となる申請等を想定しています。
3-8	要求水準書	本編	6	第1	6	(3)		(3) 参考とする基準については、最低限の基準とみなすのでしょうか。	あくまで参考という扱いであり、各基準の適用は事業者の判断となります。
3-9	要求水準書	本編	12	第3	1			階数 地上3階建てとありますが、貴市にとってメリットを提案することが出来れば、階数の変更を提案することは可能でしょうか。ご教授をお願いいたします。	お見込みのとおりです。基本計画策定段階において、工期、コスト、地震対策のしやすさ、既存本庁舎との景観バランスなどを考慮した結果、3階建てとしています。要求水準書に記載の内容を遵守いただければ、4階建ての提案は可能ですが、評価において市が重視するのは上記のポイントとなります。(修正後の要求水準書を確認ください)
3-10	要求水準書	本編	12	第3	1		階数	地上3階建てとありますが、一部を4階に設置することは可能ですか。	NO.3-9をご参照ください。
3-11	要求水準書	本編	15	第4	6			土壌汚染の処分費用は、事業計画の費用に大きな影響があります。調査前に費用を算定することは困難かと思われしますので、別途清算としていただけませんか。	本事業においては、土壌汚染調査までを求めており、処分については別途市が対応することを想定しています。
3-12	要求水準書	本編	26	第9	5			既存部署の什器移動等支援業務の記載がありますが、支援業務の具体的な内容をご教授願えますでしょうか。	空調設備改修にあたり、既存部署をそのまま他の場所に移動することは難しく、什器等を一部ずつ移動しながらの作業を想定しています。できる限り什器等の移動は市職員にて対応する予定ですが、市職員のみでは対応が難しい場合に支援頂くことを想定しています。
3-13	要求水準書	本編	26	第9	6			対象外業務との連絡調整業務「事業者は、本市が別事業として購入する什器・備品・設備・・・」とありますが、求められる具体的な業務内容と、要求される成果物があれば、ご教授願えますか。	防災棟に納品する什器・備品の手配や防災用設備の設置のほか、遅れて整備する複合施設棟に関連して東側からの安全な動線確保に関する助言や、複合施設棟の計画通知申請に係る資料の提供、複合施設棟の施工が重複した場合の仮設計画の調整等の業務を想定しています。資料の提供をお願いすることは想定していますが、成果物として検査するものではありません。
3-14	要求水準書	別紙1	2	2	施設全体	建築	配置計画	「ポケットパークは災害時の市民への土嚢の受け渡し場所～ポケットパークの面積縮小はできるだけ抑える」との記載がありますが、想定される土嚢受け渡しの広さを共有いただくことは可能でしょうか。	ポケットパークには、1.1m角のバレットを4個設置するスペースのほか、車両の横付け及び回転するスペースが必要と考えています。
3-15	要求水準書	別紙1	2	2	施設全体	建築	外部動線計画	「緊急車両に加えて給水車、マイクロバス、トラックもアプローチできる動線を確保」と記載がありますが、それぞれ想定される車両の大きさや高さ(W×L×H寸法)を共有いただくことは可能でしょうか。	車両の最大サイズとして、4トントラックを想定しています。
3-16	要求水準書	別紙1	3	2	施設全体	建築	建物内動線計画 平面計画	「物資の仮置き」とありますが仮置きとして想定している具体的な広さをご教示ください。	緊急時に救援物資等の段ボールを置く場所として想定しています。具体的な広さは想定しておりませんのでご提案願います。
3-17	要求水準書	別紙1	3	2	施設全体	建築	断面計画	その他の1階諸室は、防水板などにより浸水対策を行うこと。とありますが、その高さについて最低限度を示してください。	現況地盤面からの高さ1,200mmを最低限度とします。
3-18	要求水準書	別紙1	3	2	施設全体	建築	断面計画	庁舎案内図に現庁舎の各室配置がありますが、室名が空欄の部分があります。各課の配置がわかるよう空欄部分の室名を教えてください。また、各課の人数、倉庫・会議室の各課所属についてもお示し下さい。	室名が空欄となっている部屋は主要な執務室ではありません。詳細な室名及び各課の人数、各室の所属等については現地調査にてご確認いただくようお願いいたします。
3-19	要求水準書	別紙1	3	2	施設全体	建築	断面計画	「1階中央監視室の床高さは現況地盤面より1,200mm以上とするとともに、現況地盤面+2,700mmの浸水も想定し、止水などにより中央監視機能を維持できるようにすること。」とありますが、中央監視室を1階に設置することは条件でしょうか。	必須条件ではありません。ただし、利便性やコスト、浸水対策等のバランスを勘案すると1階への設置が望ましいと考えています。(修正後の要求水準書を確認ください)

3-20	要求水準書	別紙1	5	2	施設全体	建築	連絡通路	「岡山県建築基準法等運用基準（開放廊下で接続する場合の取り扱いについて）」等に基づく「別棟扱い」の構造とすること。」とあるが、渡り廊下は解放廊下とすることが条件でしょうか。	お見込みのとおりです。
3-21	要求水準書	別紙1	6	2	施設全体	電気設備		受電室（第1受電点）及び電気室（防災棟・本庁舎・駐車場棟用受変電設備）の保守点検（1年に1回の計画停電）において、屋外化となった場合、点検当日の雨天に対して、運用上問題無いと考えて宜しいでしょうか？	屋外設置は止むを得ないと考えています。屋外設置となる受変電設備に対しては、雨天時に点検作業を行うことに配慮（雨除けテント設置のしやすさなど）してください。
3-22	要求水準書	別紙1	11	2	施設全体	給排水衛生設備	給水設備	防災棟の給水対象人員をご教示いただけますでしょうか。 (本庁舎は別紙2にあり) (要求水準書別紙1『防災棟施設計画要領』および、『倉敷市業務継続計画』HPにも防災棟人員数の記載なし。	平常時は206人を想定しています。
3-23	要求水準書	別紙1	13, 14	3			必要諸室及び仕様	各諸室の設置階の記載がありますが、貴市にとってメリットを提案することが出来れば、設置階の変更を提案することは可能でしょうか。ご教授をお願いいたします。	お見込みのとおりです。基本計画作成段階において、災害時、平時の連携などを考慮したフロア構成としていますが、主要な室、機能以外であれば設置階の変更は可能です。 (修正後の要求水準書を確認ください)
3-24	要求水準書	別紙1	13, 14	3				前問同様、自家発電機などの設備機器選定において、屋上に配置でき、必要性能が確保できるものであれば、屋内機械室ではなく屋上に配置し、機械室等の室面積を低減・もしくは取止めとすることは要求水準違反にはならないと考えてよろしいでしょうか。	屋外設置でも問題ないと考えます。消防法の規定は全て満足するように計画をお願いします。
3-25	要求水準書	別紙1	13, 14	3				必要諸室及び仕様について、必要（有効）面積は最小値でしょうか。	お見込みのとおりです。ただし、計画提案の自由提案として、さらなる面積の削減や空間の有効活用の提案をすることは可能です。
3-26	要求水準書	別紙1	13, 14	3				必要（有効）とありますが、一般的な壁の仕様の部屋は、壁芯の面積ととらえてよろしいでしょうか。有効と記載されている意図がございましたら、ご教示ください。	内法面積としてください。
3-27	要求水準書	別紙1	14	3				男性・女性の各シャワー室の想定利用人数が5人とありますが、シャワーブースの同時使用人数（必要ブース数）をご教示ください。また、設置する洗濯機の寸法と台数をご教示ください。	シャワー室の同時使用は、男性3人、女性2人を想定しています。洗濯機は男女各1台を想定していますが、寸法等の詳細は事業者からの提案を踏まえ、設計時に決定します。
3-28	要求水準書	別紙1	14	3			リエゾン室	「災害時は仮眠スペース」と記載がありますが、想定されている広さや避難者もしくは仮眠される方の人数を共有いただくことは可能でしょうか。	想定している広さや人数はございません。
3-29	要求水準書	別紙1	14	3			リエゾン室	リエゾン室の「要求水準を担保し、必要人員を配置できるスペース」とありますが、必要室数や面積等の調整は可能と考えてよろしいでしょうか。	ご提案いただくことは可能です。
3-30	要求水準書	別紙1	14	3			必要諸室及び仕様	中央監視室について、2階以上に配置する提案をしてもよろしいでしょうか。	No.3-19をご参照ください。
3-31	要求水準書	別紙1	14	3			必要諸室及び仕様	各室の面積について、室内のレイアウト検討などを踏まえ、室機能の確保が確認できれば、要求水準による各室の面積を規定通り確保できなくても要求水準違反にはならないと考えてよろしいでしょうか。	No.3-25をご参照ください。
3-32	要求水準書	別紙2	1	1	改修工事	防災棟への機能集約に伴う改修	共通事項	共通事項において、「浸水対策を目的として・・・防災設備・・・」とありますが、本事業の対象外として消火設備があげられています。消火設備は防災設備に含まないと考えてよろしいでしょうか。	排煙設備や防火設備本体については本事業の対象外ですが、それらを監視制御する機器（中央監視室にある機器）は移設改修の対象とします。
3-33	要求水準書	別紙2	1	1	改修工事	電気設備	受変電設備	「設置場所は東側障がい等用駐車場屋上など」は正しくは西側でしょうか。	新たに屋根を整備する高層棟の東側障がい用駐車場を想定しています。
3-34	要求水準書	別紙2	3	1				本庁舎長寿命化改修に当たって、執務室の就業状況維持の観点から既存の2次配線や配管等(空調・衛生・電気)の範囲で存置する場合、これら存置配管のトラブルについては市側のリスク負担と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

3-35	要求水準書	別紙2	3	1	改修工事	その他、長寿命化等改修	高層棟屋上防水	高層棟屋上の防水改修は既存の防水材存置の上、非歩行（断熱材含む）の防水材設置と考えてよろしいでしょうか。	既存防水層の不陸等の状況が不明ですので、防水性能や排水性能が確保できる方法としてください。なお、展望台・10階ルーフバルコニーについては歩行用としてください。
3-36	要求水準書	別紙3	1	1	外構施設の整備			駐車場1階の諸室のうち、外周部の衛生関連、作業員関連、機械室、洗濯室に囲まれる内側の倉庫はどのように使われていますか。	現在の諸室の利用形態については、現地調査にてご確認いただくようお願いいたします。
3-37	要求水準書	別添資料12					配置図 CADデータ	複合施設用地と既存庁舎の間の車路は下水処理場用地内の通路とつないで、南北の貫通車路にするお考えはありますか。	駅前古城地震橋線の渋滞に配慮し、平時に南北に貫通する車路とすることは想定していません。
3-39	要求水準書	別添資料16						「中央監視室」が防災棟の南側に位置されていますが、本庁舎との距離（直接的な近さ）を重要視された計画となりますでしょうか。重要視される場合は、その理由も共有いただくことは可能でしょうか。	中央監視室の位置についての制約はございません。
3-40	要求水準書	別添資料21					既存図	市庁舎棟（低層棟・高層棟）の一般図（平面・立面・断面）のCADデータのご提示をお願いします。	ご指定のCADデータの配布をご希望の場合は、募集要項に記載の本事業に関する担当部署宛にご連絡ください。
3-41	基本協定書（案）		1				第2条4項	「本協定の締結後、事業契約の締結までの間に募集要項に定める…参加資格…を喪失した場合、事業契約の締結をしない」の文中の参加資格については、募集要項/第3 事業者の募集及び選定に関する事項/3 応募者の備えるべき参加資格要件/（2）共通の参加資格要件（募集要項6～7ページ）と（3）各業務における応募者の資格要件（同7～10ページ）のいずれもが該当するのでしょうか。	基本協定書（案）第2条第4項の「参加資格」は、募集要項第3の3（1）から（3）に定める参加資格要件を指します。
3-42	基本協定書（案）		2, 3				第2条6, 7項及び第3条1項	第2条6項の各項に定める事由に至った場合の違約金の定めが第2条7項と第3条1項にあります。両方の条文に定められた違約金を加算して支払うことになるのでしょうか。	基本協定書（案）第2条第6項の各事由に該当すれば直ちに同条第7項の違約金支払義務が生じ、さらに当該事由によって事業契約の締結に至らなかった場合には同第3条第1項の違約金支払義務が重ねて生じます。
3-43	事業仮契約書（案）		26				第44条4項	3行目に「委託者」とありますが、「発注者」の誤りではないかと思えます。また、同文末の句点が抜けています。	ご指摘のとおりですので修正いたします。
3-44	事業仮契約書（案）		43				別紙3	下欄外の上付き数字5に、防災棟に係る建設業務完了時の支払額の計算方法が記載されていますが、設計業務全体や防災棟以外の建設工事の前払分の対価が含まれない計算になっていますので、それらの対価が含まれるような計算式にしていただけませんか。	設計業務及び工事監理業務全体や、防災棟以外の建設工事の前払分の対価が含まれる計算式に改め、事業仮契約書（案）を修正します。（修正後の事業仮契約書（案）を確認ください）
3-45	その他						既存図	提示されました配置図のCADデータでは敷地内のレベルが不明であるため、レベルが記載された敷地測量図のご提示をお願いします。	既に提供した資料以外に敷地に関する資料はございません。
3-46	その他							現状敷地での雨水流出抑制の検討資料のご提示をお願いします。	ご提供可能な資料は、現段階ではございません。
3-47	その他							入札に際し、入札保証金の納付は不要との認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
3-48	その他						駐車場棟西側水路の南部分の現状貯水槽について	補給用の給水設備、降った雨の排水設備について教えてください。	駐車場棟西側消防用水等用の給水及び排水設備は、隣接するポンプ室内にあります。
3-49	その他						冬季暖房について	竣工図によると既存空調機の暖房は蒸気式となっていますが、ボイラーは撤去済みと伺いました。現状の冬季暖房は冷水コイルに温水を流して対応しているのでしょうか。それとも暖房自体を行っていないのでしょうか。	ボイラー撤去以前は、直接蒸気による暖房と蓄熱槽に確保した温水を利用する温水暖房の併用でしたが、現在は温水暖房のみ行っています。